

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日起算日は、その翌日が休日となる場合)

## 鳥取県告示第三百七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百六十条第一項の規定に基づき、関金町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定による関金町（大字関金宿の一部）の地積図及び地籍簿の認証の日からその効力を生ずる。

平成八年四月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する字の名称	
大字関金宿字大屋敷	同上の区域（平成七年十二月一日現在の地番による。）
大字関金宿字王子前	大字関金宿字大屋敷の全域
大字関金宿字王子前	大字関金宿字王子前のうち一四七七の一、一四七七の五、一五〇〇の一六
大字関金宿字王子前	大字関金宿字王子前のうち一四七七の一、一四七七の五、一五〇〇の一六以外の区域
大字関金宿字鳥越	大字関金宿字鳥越のうち一五六〇の一二から一五六〇の一六まで
大字関金宿字五反田	大字関金宿字五反田一五七〇の一〇から一五七〇の一二まで
大字関金宿字鳥越山	大字関金宿字鳥越山一六三五の三、一六三五の五、一六三
五の八	

◇正

誤

- 大規模小売店舗における小売業の事業活動について調整が行われること
- ある旨の告示（経営流通課）
- 土地改良区の役員の就退任（三件）（農村整備課）
- 土地改良区の定款の変更の認可（二件）
- 国土調査の成果の認証（二件）
- 森林病害虫の駆除命令（森林保全課）
- 松くい虫の特別防除の実施（二件）
- 開発行為に関する工事の完了（三件）（都市計画課）
- 鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等の一部改正（会計課）

平成八年三月鳥取県公報号外第一号中訂正

平成八年四月十九日付鳥取県告示第二百八十六号中訂正

大字関金宿字五反田	大字関金宿字五反田のうち一五七〇の七、一五七〇の八、一五七〇の一〇から一五七〇の二三まで、一五七〇の一六から一五七〇の一八まで以外の区域
大字関金宿字勝負谷	大字関金宿字鳥越一五六〇の一二、一五六〇の二三
大字関金宿字鳥越	大字関金宿字鳥越一五六〇の七、一五七〇の八、一五七〇の一六から一五七〇の一八まで
大字関金宿字勝負谷の全域	大字関金宿字鳥越山一六三一、一六三三、一六三三の一から一六三三の二五まで、一六三三の一七から一六三三の一九まで、一六三三の二二、一六三三の二三、一六三四
大字関金宿字勝負谷	○から一六六六まで
大字関金宿字敷ノ内平	大字関金宿字敷ノ内平一六六七、一六六七の一、一六六八、一六六八の一、一六六九の一、一六六九の二、一六七五
大字関金宿字鳥越山	大字関金宿字鳥越一五六〇の一四から一五六〇の一六まで
大字関金宿字勝負山	大字関金宿字鳥越山のうち一六三一、一六三三、一六三三の一から一六三三の二五まで、一六三三の一七から一六三三の二九まで、一六三三の二二、一六三三の二三、一六三四、一六三五の三、一六三五の五、一六三五の八以外の区域
大字関金宿字勝負山	大字関金宿字勝負山のうち一六五七の一、一六五九の三、一六六〇から一六六六まで以外の区域
大字関金宿字敷ノ内平	大字関金宿字敷ノ内平のうち一六六七、一六六七の一、一六六八、一六六八の一、一六六九の一、一六六九の二、一六七五以外の区域
大字関金宿字唐鴨	大字関金宿字唐鴨山一八九一の二、一八九七

## 鳥取県告示第三百八号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ第一項の規定に基づき、保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十一年政令第八十七号）第二条の規定により、次のとおり告示する。

平成八年四月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
森脇外科医院	境港市明治町一一七	平成八年四月十五日
松本外科医院	米子市河崎一四一四	平成八年四月十七日
山本歯科医院	境港市外江町三八〇五	平成八年四月二十二日
山樹内科医院	米子市西福原一丁目四一三七	平成八年四月二十三日

## 鳥取県告示第三百九号

次の届出に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがあるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和四十八年法律第百九号）第三条第二項の規定により告示する。

平成八年四月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

大字関金宿字唐鴨山のうち一八九一の二、一八九七以外の区域

大字関金宿字五反田

大字関金宿字唐鴨山

大字関金宿字唐鴨山のうち一八九一の二、一八九七以外の区域

届出者の名称	届出に係る建物の名称	届出に係る建物の所在地
株式会社かんざき	もめんもめんマーケット	米子市両三柳二六外

## 鳥取県告示第三百十号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり東鴨土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

平成八年四月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の指名及び住所

理事 山本 厚 倉吉市長坂町五三六  
平成六年九月二十五日退任

理事 石賀 稔 倉吉市下大江一七四一  
平成六年九月二十五日退任

理事 中野 通 倉吉市東鴨二八二  
平成六年九月二十五日退任

理事 堀 春雄 倉吉市東鴨五二  
平成六年九月二十五日退任

理事 宮本 佳晴 倉吉市下大江一七六一七七  
平成六年九月二十五日退任

理事 林 義光 倉吉市岩倉一七七  
平成六年九月二十五日退任

理事 早田 康夫 倉吉市大宮一七一  
平成六年九月二十五日退任

監事 石賀 勇 倉吉市岩倉一七七  
平成六年九月二十五日退任

監事 山本 耕一 倉吉市岩倉一七七  
平成六年九月二十五日退任

監事 田中 登貴夫 倉吉市大宮一〇三一一  
平成八年三月二十九日就任 任期四年

就任した役員の氏名及び住所
理事 石賀 稔 倉吉市下大江一七四一 平成八年三月二十八日退任
ク 宮本 佳晴 倉吉市下大江一七六一七七 平成八年三月二十八日退任
ク 林 義光 倉吉市岩倉一七七 平成八年三月二十八日退任
ク 立光 孝 倉吉市広瀬六一 平成八年三月二十八日退任
ク 吉田 好秋 倉吉市大宮一七一 平成八年三月二十八日退任
ク 早田 康夫 倉吉市長坂町四六六 平成八年三月二十八日退任
ク 石賀 勇 倉吉市岩倉一七七 平成八年三月二十八日退任
ク 堀 春雄 倉吉市東鴨五二 平成八年三月二十八日退任
ク 山田 芳則 倉吉市広瀬八七一 平成八年三月二十八日退任
ク 林 煉 倉吉市岩倉三〇一 平成八年三月二十八日退任
ク 田中 登貴夫 倉吉市大宮一〇三一一 平成八年三月二十九日就任 任期四年
ク 横木 文美 倉吉市東鴨八〇 平成八年三月二十八日退任
ク 宮本 佳晴 倉吉市岩倉一七七 平成八年三月二十八日退任
ク 早田 康夫 倉吉市大宮一七一 平成八年三月二十八日退任
ク 田中 登貴夫 倉吉市大宮一〇三一一 平成八年三月二十八日退任
ク 石賀 稔 倉吉市下大江一七四一 平成八年三月二十八日退任
ク 山本 耕一 倉吉市岩倉一七七 平成八年三月二十八日退任
ク 田中 登貴夫 倉吉市大宮一〇三一一 平成八年三月二十八日退任
ク 井上 信男 気高郡鹿野町大字小別所一九三 平成八年三月二十八日退任
ク 山田 辰美 気高郡氣高町大字殿三五〇 平成八年三月二十八日退任
ク 山本 丈夫 気高郡氣高町大字飯里一一三 平成八年三月二十八日退任

## 鳥取県告示第三百十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり逢坂地区土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

平成八年四月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 井上 信男 気高郡鹿野町大字小別所一九三  
平成八年三月二十八日退任

理事 山田 辰美 気高郡氣高町大字殿三五〇  
平成八年三月二十八日退任

監事 山田 芳則 倉吉市広瀬八七一  
平成八年三月二十八日退任

竹田喬	氣高郡氣高町大字下石一三一
田中敏明	氣高郡氣高町大字上原一六三
山本倫三	氣高郡氣高町大字山宮一三三
原田実	氣高郡氣高町大字睦逢一三五
谷尾頼孜	氣高郡氣高町大字会下一二四
久野信幸	氣高郡氣高町大字郡家一〇六
幸山義人	氣高郡氣高町大字高江四五
地原敏夫	氣高郡氣高町大字八幡二一〇
山尾三郎	氣高郡氣高町大字下原九二
細田昭一	氣高郡氣高町大字八東水七一四
田中源一	氣高郡氣高町大字上原三三八
細田昭一	氣高郡氣高町大字下原九二
竹中義範	氣高郡氣高町大字八東水三三三
田中末雄	氣高郡氣高町大字八東水七一四
池原篤郎	氣高郡鹿野町大字小別所一九五
平尾喜代彌	氣高郡鹿野町大字山宮一七二
山尾茂徳	氣高郡氣高町大字下原一三一一
就任した役員の氏名及び住所	平成八年三月三十一日退任

鳥取県告示第三百十二号  
土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり大誠土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

平成八年四月一日就任

任期四年

鳥取県知事　西　尾　邑　次

理事　南場喜一郎	東伯郡大栄町大字六尾三三六
理事　川本信竹	東伯郡大栄町大字原八三〇
理事　稚山征隆	東伯郡大栄町大字西園一一五一
理事　田熊宗政	東伯郡大栄町大字東園三六八一二
理事　田中正一	東伯郡大栄町大字東園三四四
退任した役員の氏名及び住所	平成八年四月二十六日

ク 岡崎 劍 東伯郡大栄町大字六尾一七四  
 ク 山辺美徳 東伯郡大栄町大字瀬戸五六九  
 監事 山崎伸二 東伯郡大栄町大字瀬戸五六一  
 ク 東茂紀 東伯郡大栄町大字原八五三

平成八年四月七日退任

## 就任した役員の氏名及び住所

理事 南場喜一郎	東伯郡大栄町大字六尾三三六
ク 川本信竹	東伯郡大栄町大字原八三〇
ク 田中武久	東伯郡大栄町大字西園一一六七
ク 田熊宗政	東伯郡大栄町大字東園三六八一二
ク 田中正一	東伯郡大栄町大字東園三三四
ク 濱川喜夫	東伯郡大栄町大字西園一一四〇
ク 岡崎勧	東伯郡大栄町大字六尾一七四
ク 山辺美德	東伯郡大栄町大字瀬戸五六九
監事 山崎伸二	東伯郡大栄町大字瀬戸五六一
ク 東茂紀	東伯郡大栄町大字原八五三

平成八年四月八日就任 任期四年

## 鳥取県告示第三百十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第三十条第一項の規定に基づき、日南町土地改良区の定款の変更を平成八年四月十九日認可したので、同法第三十条第三項の規定により告示する。

平成八年四月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 鳥取県告示第三百十四号

国土調査法（昭和二十六年法律第二百八十号）第十九条第二項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第四項の規定により告示する。

平成八年四月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

調査を行つた者の名称	調査を行つた時期	成 索 の 名 称	調査を行つた地城	認証年月日
			関金町	
関金町	平成五年度及び平成六年度	関金町（大字関金宿の一部）の地籍図及び地籍簿	関金町大字関金宿の一部	平成八年四月二十六日

## 鳥取県告示第三百十五号

森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第一項の規定に基づき、同法第三条第一項第四号に掲げる命令をするので、同法第五条第二項において準用する同法第三条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成八年四月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 一 区域及び機関

(一) 米子市、倉吉市、八頭郡郡家町、八束町及び用瀬町、東伯郡東郷町、三朝町、関金町、北条町、大栄町、東伯町及び赤崎町、西伯郡西伯町、会見町、岸本町、淀江町、大山町、名和町及び中山町並びに日野郡日野町、江府町及び溝口町の

各一部（別紙のとおりとする。）

（二）東伯郡泊村、北条町及び大栄町の各一部（別紙のとおりとする。）

2 期 間

平成8年6月3日から同年7月十五日まで

平成8年4月二十六日

二 森林病害虫等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある松の樹木を所有し、又は管理する者は、当該松の樹木について、一の1の〔一〕に掲げる区域にあっては航空機を利用して、一の1の〔二〕に掲げる区域にあっては地上から、薬剤の散布を行うこと。

四 命令をしようとする理由

一の区域及び周辺松林において、松くい虫被害が発生しており、三の措置を行わなければ被害が異常にまん延し、一の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

五 その他必要な事項

- 1 三に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- 2 三に掲げる措置を行つた場合において損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を、当該措置に係る松の樹木の所在する地域を管轄する地方農林振興局の長に一の2に掲げる期間経過後速やかに提出すること。

〔別紙〕は、省略し、鳥取県農林水産部森林保全課、各管轄地方農林振興局並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて一般の閲覧に供する。)

鳥取県告示第三百六十六号

松くい虫被害対策特別措置法（昭和五十一年法律第十八号）第五条第一項の規定に基づき、松くい虫の特別防除を行うので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

一 区 域

鳥取市、倉吉市、岩美郡岩美町、国府町及び福部村、気高郡鹿野町並びに東伯郡東郷町の各一部（別紙のとおりとする。）

二 期 間

平成8年6月3日から同年7月十五日まで

〔別紙〕は、省略し、鳥取県農林水産部森林保全課、各管轄地方農林振興局並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて一般の閲覧に供する。

鳥取県告示第三百六十七号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）

第三十六条第三項の規定により告示する。

平成8年4月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成七年七月二十日 鳥取県指令米土維十第七号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市両三柳字大沢一七

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市両三柳四〇九

仲田 豊一

**鳥取県告示第三百十八号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成八年四月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成七年十二月十五日 鳥取県指令米土維十第二十六号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市熊党字花ノ木

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市中島三八五一一

株式会社西米商事

代表取締役 渡部 一正

**鳥取県告示第三百十九号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成八年四月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成八年二月七日 鳥取県指令米土維十第三十二号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市米原五丁目五一一七

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

株式会社ウチダレック

代表取締役 内田 良一

**鳥取県告示第三百二十号**

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正する。

平成八年四月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第三号の表倉吉市農業協同組合の項中

「上井支所 倉吉市福庭 を  
上井支所 倉吉市福庭町 に改める。」

「上井支所 倉吉市福庭町 一丁目 に改める。」

正 誤

平成八年三月二十六日付鳥取県公報号外第十一号中二十九頁下段の鳥取県人事委員会規則第一号を鳥取県人事委員会規則第二号に訂正する。

平成八年四月十九日付鳥取県告示第二百八十六号（都市計画法第六十六条による告示について）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁六  
段上

行後ろから四

誤 1 収用の部分 鳥取市桂見字東村土居  
正 1 収用の部分 鳥取市桂見字家ノ前地内  
(一) 変更の部分 鳥取市桂見字家ノ前地内  
(二) 追加の部分 鳥取市桂見字東村土居